

新プランに対するご意見

資料4

設問区分 1アンケート 2プラン 3その他	No.	意見等	備考	事務局提案
2	1	児童発達支援や放課後デイサービス等は徐々に認知されているが、幼稚園・保育園・こども園等が学校と連携する機会がないことから、意見交換会等の開催により、早い段階から障害児及び保護者が地域と関わりながら安心して子育てができる環境づくりに向けた取り組みを盛り込んでほしい。		関係機関等との連携に係る記載内容の充実を検討します。
2	2	学習障害等により読み書きが苦手な子のために、タブレットを活用し、読み取りや入力機能を利用した学習を推進する等、手書きや自分で読む事を前提にしない個々の特性に応じた学習方法への理解を推進する内容を盛り込んでほしい。		学習方法に係る記載内容の充実を検討します。
2	3	P64(2)誰でも受けやすい教育環境の充実 【主要施策】⑤障がいのある子どもの放課後対策等の充実 ↓ 放課後デイサービスに繋がった後の学校と福祉の情報共有や引渡しのルール等、連携の強化と持続可能な環境づくりを望む。		教育と福祉の連携強化に係る記載内容の充実を検討します。
2	4	在宅介護の場では、療養から最期の看取りまで自宅を希望する方が増えてきているので、障がい者やその家族が最期まで自宅で過ごせるような支援制度が整備されることを希望する。		提供可能な障害福祉サービスの内容を分かりやすく記載します。
2	5	現状、障害者の受入れが不十分な状況にあり、適切な障害福祉サービスの給付を必要としている保護者がいると思われる。そのような家庭には、どのような内容のプランにすべきか考えている。 また、障害福祉サービスの内容について、十分に周知していく必要がある。		相談支援を整備しながら、最適なサービス等利用計画の作成を推進していく旨を記載します。 なお、障害福祉サービスの内容については、引き続き、あらゆる媒体や機会を捉え周知を図ります。
2	6	医療的ケア児への支援が課題であるため、施策・事業として新たに医療的ケア児の支援対策が盛り込まれたら良いのではないかと。 現状、医療的ケア児の保護者は、困っている方が多く、支援情報も不足しており、相談窓口が不明といった声も聞かれる。 情報発信の推進やコーディネーターの活用等に努め、行政は連携体制を確立し、早い段階で支援が必要な人に、必要な情報や支援が届くように取り組む必要がある。		現在、君津地区4市において、医療的ケア児に係る問題や課題を協議する場の設置を検討している旨の記載を検討します。
2	7	本市は、今年5月に内閣府から「SDGs未来都市」に選任され、SDGsに係る取組みを推進している。 17の目標の中には「3すべての人に健康と福祉を」があるので、プランの基本目標にSDGsの推進を入れてはどうか。		本市のSDGsに係る取組みに係る記載を検討します。
2	8	木更津市社会福祉協議会では、本市の生活困窮者就労準備・生活保護者就労支援事業を実施しているが、障害が理由と思われる就労困難ケースが多く見受けられる。 就労の場の確保及び拡充の必要性に加え、当該事業を利用されている方の社会参加の方法を考えていきたい。		就労に向けた自立訓練及び就労への移行・継続・定着に係る各障害福祉サービスについて、記載内容の充実を検討します。
2	9	「第5次きさらづ障がい者プラン」P95第3章から、1は指定障害福祉サービス等、2は地域生活支援事業の見込量(成年後見制度利用支援事業等)を掲載しているの、手話通訳者派遣事業の見込量も掲載してほしい。		手話通訳者派遣事業の整備目標を記載します。
2	10	「第5次きさらづ障がい者プラン」P95第3章から、聴覚障害者の希望する暮らしやニーズが反映されるように、問22の回答選択肢の中に「いつでもどこでも安心して手話通訳者を依頼(コミュニケーション支援事業を利用)できる環境」を盛り込んでほしい。		手話通訳等を含むコミュニケーション支援事業の利用について記載します。
2	11	5項4の3段落目「新型コロナ等の感染症について新しい生活様式に対応して暮らしを守ることや、福祉サービスの提供を継続するため、感染症対策等を進めてまいります。」は削除してはどうか。		新型コロナウイルス感染症対策は、引き続き、継続する必要があるため、記載内容の見直しを検討します。
2	12	障害者差別解消法の一部改正により、P21(7)障害者差別解消法の施行 本分に「令和6年4月1日より本法が「一部改正」されて、事業者による合理的配慮が義務化となります。」を付け加える。		ご意見のとおりとします。
2	13	令和4年5月25日に「障害者アクセスシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得・利用、円滑な意思疎通が重要であると目的に述べられているので、次期プラン策定にあたり、これを視野に入れた内容とすべき。		ご意見のとおりとします。
2	14	P39課題VI:相談体制、情報提供体制の充実について述べられている内容では課題として標記されており、また、第6次計画の策定に向けたアンケート結果を踏まえても、同様の課題が予想できる。 障害者施策の周知啓発活動、広報活動、障害者の雇用促進、行政職員による障害者への相談支援の方法等において、具体的な手立てを示してほしい。		ご意見について、より具体的な内容の記載を検討します。
2	15	P58(2)就労支援と就労の場の拡大【主要施策】の⑤施策の概要について、「行政関連業務においても働ける職場」を「行政関連業務においても働ける条件整備」とした方が具体的で分かりやすいと思う。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	16	基本施策「総合的な支援のあるまちづくり」の①相談体制の充実について、計画相談員が不足している(GH入所時に計画相談員が見つからずセルフプランで入らざるをえない人が相当数いる)現状を記述する。		相談支援体制を強化し、計画相談率の向上を推進を図る旨の記載を検討します。
2	17	GH等の必要量の確保について、介護包括型のGHが飽和状態になりつつあり、今後は「量より質」と思われる。また、人材不足も深刻化しており、報酬面での配慮が必要である。身体障害者が入れるGH(バリアフリータイプ)が圧倒的に不足している現状を記述する。		まちづくりにおけるユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進している中で、障害福祉施設に対しても同様に推進する旨の記載について検討します。

設問区分 1アンケート 2プラン 3その他	No.	意見等	備考	事務局提案
2	18	新たに設置された日中支援型GHの見守りについて、居住支援部会の大きな活動目標の1つとなっているので記載が必要である。		日中一時支援に係る記載の充実を検討します。
2	19	2023年4月から「木更津市彩豊かな個性が集う共生社会づくり条例」が施行され、第5次の第1章計画の基本的な考え方の1. 基本目標の中の「共生社会を目指します」から「共生社会づくりを実施します」に変わる段階にきている。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	20	第5次プランのP53見出しに「在宅福祉サービス」とあるが「障害福祉サービス」の方が適切である。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	21	第5次プランのP106(6)①事業の整備目標、要約筆記者派遣事業については、「利用者が～見込まれます」を「令和3年度から新たに2名増えました」に改める。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	22	第5次プランのP108(8)①事業の目標については、「木更津市社会福祉協議会」を「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携し」に改め、②見込量確保の方策については、「聴覚に障がいのある人もない人も共に生きる共生社会づくりに貢献できるよう手話でコミュニケーションできる人材確保に努めます」と記載すべき。		ご意見のとおりとします。
2	23	第5次プランP50(4)ボランティア活動やNPO活動の推進に関して、年々、ボランティア活動者が減っていると聞くと、活動者数の変動に応じた推進策が図られているのか。		障がいへの理解を促進し、社会参加の場と機会の増進に寄与できる内容の記載を検討します。
2	24	第5次プランP58(2)就労支援と場の拡充に関して、社会的な変動もあり、就労支援と場の拡充は支え手側の支援も必要と感じる。福祉事業所や雇用企業のタイアップにおけるネットワーク強化、財源的な支援が必要ではないか。		ご意見の就労の受入れに係る連携の強化等の記載内容を検討します。
2	25	第5次プランP60(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、きさらづの町づくり～ユニバーサルデザインの全体的なイメージが市民観点からも湧きにくい。財源的なこともあるが、次世代が夢を持てる計画化とは何か。5年後、10年後へどのような町づくりをしていくのか、		ご意見について、具体的に分かりやすい記載内容を検討します。
2	26	プランP64主要施策③施策の概要中「通常の学級に在籍」とありますが、「普通学級」、「市立小中学校に在籍する」などの方が良いのではないかと。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	27	プランP664つめの〇「他分野」→「多」でなくてよいのか、高齢者のほうでは、「多職種連携」というものがあるため。		ご意見のとおり修正します。
2	28	障害福祉サービスや成年後見の施策に意思決定支援の記載を求める。		ご意見について、記載内容を検討します。
2	29	(P8)法律用語としてはまだ変更されていないのでしょうか。各障害名はDCM-5では発達障害⇒神経発達症などへ変わっているが、法律用語としてはまだ変更されていないのか。今回の障がい者プランの改訂では、旧名称を使用するか。		関係法令に基づき適切に表現します。
2	30	(P65)相談体制の充実について 相談事業の充実を図るのは、今後の基幹相談支援センターの充実・発展にかかっていると思う。これからの計画では、どのように考えているのか。		基幹相談支援センターの機能強化等に係る記載内容を検討します。
2	31	(P85)福祉施設の入所から地域生活への移行について 木更津市の地域移行を6%以上としたのは、国の定める5%以上の基準より高く素晴らしいことだと思うが、その基準を満たすことが難しくもう少し現実的な数字でもよいように思う。 特に木更津には大きな精神科病院があり、重度障害者の人数も多いようなので難しい現実があると思う。		地域移行を支援する取り組みを推進する旨の記載内容を検討します。
2	32	P53在宅福祉サービスの充実について、 障害者総合支援法第4条における難病患者等への支援で「保健・医療・福祉の連携強化による支援体制」の構築を図るため、市は各種施策に取り組んでいるので、担当課を障がい福祉課、連携機関を君津健康福祉センターとすることが実際の取り組みに合致していると思うので、「(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン」では、「在宅の難病患者に対する支援」については、担当課を障がい福祉課、連携機関を君津健康福祉センターとすべきである。		ご意見のとおり修正します。
2	33	親亡き後が取り上げられている動向の中、支援者が支援できなくなった場合の見通しが立っているかなどを盛り込めると興味深い。		令和4年度に着手した地域生活支援拠点等整備事業について、強化・充実に係る記載内容を検討します。
2	34	木更津市は人口が微増し、手帳保持者も年々増えてきており、平均障害支援区分についても上がっている傾向にあるということで、今後更に重度障害者(高齢者含む)への支援(相談機関含む)が重要ポイントになってくるのではないかと感じた。 また、医療ケア児・者の受入れ先の確保(特に短期入所)についても考えていく必要があると思う。		ご意見のとおり、障害者手帳の交付数も増加傾向にあります。 そのような中、医療的ケア児・者の受入れ先の不足も問題視されていますので、現在、君津地区4市において、医療的ケア児に係る問題や課題を協議する場の設置を検討している旨の記載を検討します。
2	35	(P54)居住支援の充実について、地域生活支援拠点の整備を新たな項目として加えてはどうか。		令和4年度に着手した地域生活支援拠点等整備事業について、強化・充実に向けた記載内容を検討します。
2	36	現行プランの記載は、一見すると文字が羅列されているだけのように見える。		ご意見のとおり、見やすさ・分かりやすさに配慮したものとします。
2	37	本市には、精神疾患に係る中核的な役割を担う木更津病院があることから、精神疾患のある方が多い傾向があることが本市の特徴であると言えるので、この傾向と対策等について記載する必要がある。		ご意見のとおりとします。
2	38	成果目標について、設定する必要があると考えられる項目は、より具体的な数値等を設定する。		ご意見のとおりとします。
2	39	他市の計画書において、音声コードや切り欠き加工を活用しているものがあるので、本市も採用を検討してほしい。		新プランの概要版に、「音声コード」及び「切り欠き加工」を施す予定です。